

経営会議の内容

件 名	大和市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
所 管 部	病院事務局
日時・場所	平成 21 年 11 月 19 日（木）13：40 ～ 14：00 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、医事課長、総合政策課長、総合政策課総合政策担当係長
提 出 理 由	診断書料等の手数料を改定したいため
会議経過	【主な意見等】 ・ 料金設定を検討する過程で、他の病院よりも高くなりすぎないか、との意見は出なかったのか。 （所管部）手数料については、昭和 56 年から改定していないこと、他の病院の手数料も現行料金の設定から 10 年程度経過していることから、今後、料金改定される見込があることなどから、手数料を検討した。 ・ 手数料の算出根拠はあるのか。 （所管部）根拠はないため、各病院で自由に設定している。昭和 56 年当時の人件費に比べて現在の人件費が 1.4～1.7 倍になっている。 ・ 料金を改定することにより、作業時間が短縮するなど、診断書等を請求する市民のメリットはあるのか。 （所管部）現在、医師の事務作業の軽減する体制を検討している。改善が進めば発行までの時間が多少早くなる可能性はある。 ・ 料金改定により、診断書と特別診断書の発行件数が変化するが、理由は。 （所管部）今回の見直しに併せて、診断書と特別診断書の区分を修正した。保険会社の診断書等を特別診断書とし、それ以外を診断書に区分した結果、診断書と特別診断書の件数が変化した。 ・ 死亡診断書料の 2 通目以降の料金も、1 通目と同様に 3,000 円にしてはどうか。 （所管部）2 通目以降については、死亡診断書の原本をコピーして発行するようになるため、料金を下げている。 ・ なぜ、この時期に料金を改定するのか。 （所管部）手数料について、医師からの意見を受け、2 年前から検討を進めており、その結果が今になったということ。 ・ 手数料について、今後、どのぐらいの周期で見直していくのか。 （所管部）各医療機関の動向や社会経済状況を見ながら検討していきたい。
会議結果	案のとおり進めていく